

**小規模多機能型居宅介護 山田井の郷
利用料金表**

要介護度	1か月あたりのご利用負担金 《介護保険一割負担》	<p align="center">【 利用登録制 】</p> <p align="center">『 通い 』『 泊まり 』『 訪問 』 回数の多少に関係なく、基本料金は 毎月左記の定額金額になります。</p>
要支援1	3,450円	
要支援2	6,972円	
要介護1	10,458円	
要介護2	15,370円	
要介護3	22,359円	
要介護4	24,677円	
要介護5	27,209円	

○● **加算** ●○

初期加算	30円/日	※初回利用登録後30日間は、初期費用として加算されます。 ※30日を超える入院をされた場合も同様です。
サービス提供体制加算 (Ⅰ)	750円/月	常勤職員の占める割合が70%以上である当の要件に該当する場合に算定
看護職員配置加算(Ⅱ)	700円/月	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定
総合マネジメント体制加算	1,200円/月	利用者の状況にあわせて介護計画の見直しを行い且つ地域活動に積極的に参加している場合に算定。
訪問体制強化加算	1,000円/月	1か月あたり延べ訪問回数が、一定数以上の事業所に算定
認知症加算(Ⅱ)	890円/月	認知症日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの該当者に算定
認知症加算(Ⅳ)	460円/月	要介護度2で、認知症日常生活自立度Ⅱの該当者に算定
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10円/月	利用者の安全とサービスの質確保及び職員の負担軽減策を検討する委員会の設置とICT機器導入
科学的介護推進体制加算	40円/月	ご利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等の基本的な情報を厚労省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスを適切かつ有効に提供する為に必要な情報を活用する。
新・介護職員等処遇改善加算	※	当該月の請求金額(加算含む)×加算率(14.9%) / 月

【※該当月の介護保険請求金額(加算含む)×小規模多機能型居宅介護の加算率(14.9%) / 月】

☆初期加算、サービス提供体制加算、総合マネジメント体制加算、科学的介護推進体制加算、介護職員等処遇改善加算は全利用者様対象です。

※上記が現状での加算予定となります。

○● **自費負担** ●○

宿泊代	1泊	2,260円
食費	朝食	440円
	昼食	550円
	おやつ	120円
	夕食	540円
	1日	1,650円
洗濯費	1回	200円/回
日常生活費	石鹸・シャンプー類・ティッシュペーパー おしぼり・タオル類…などの個人用消耗品	100円/日
おむつ代		自費

※趣味活動やレクリエーション費、医療費、介護用品費、複写物の交付など、日常生活において通常必要となる費用につきましては、ご利用様の自費負担となります。